

無料

令和 7 年度



ワーク・ライフ・バランス推進の アドバイザーを派遣します

中央区では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組もうとする事業所等や、その充実を図ろうとする事業所等に対し、必要な相談、情報提供を行う「ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー」を派遣します。ぜひご利用ください。

こんなことで お困りではないですか？

法律が変わったけど、就業規則
をどう見直したらいいのかわか
らない…

男性従業員に育児休業を取って
もらいたいけど、なかなか進ま
ない…

支援例

- 仕事と子育て・介護の両立に関するアドバイス
- 有給休暇取得促進や長時間労働削減のためのアドバイス
- 就業規則の作成や見直し、一般事業主行動計画策定のアドバイス
- 36（サブロク）協定の作成方法に関するアドバイス
- 最新の法改正に関する情報提供
- ダイバーシティ（多様性）・女性活躍推進、ハラスメント対策に関するアドバイス
- テレワーク（在宅勤務制度）導入や運用に関するアドバイス
- 男性従業員の育児休業取得促進に関するアドバイス など

応募締切

令和7年12月26日(金)必着

応募方法等詳しくは裏面または
中央区ホームページをご覧ください。



中央区ホームページ

ワーク・ライフ・バランス推進企業を募集しています！



認定ロゴマーク

中央区では、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んで
いる中小企業等を認定し、その取組を広く紹介しています。



推進企業の認定について、
詳しくはこの二次元コードを
ご利用ください。

問合せ先

中央区総務部総務課男女共同参画係（中央区立男女平等センター「ブーケ 21」内） ☎03-5543-0651

中央区ワーク・ライフ・バランス 推進アドバイザー派遣 募集案内

応募要件

- (1) 中央区内に事業所を置く中小企業、一般社団法人、一般財団法人等
- (2) 労働関係法令が遵守されていること及び社会通念上ふさわしくないと判断される問題を現に起こしていないこと。
- (3) その業態が公序良俗に反していないこと。

詳しくはお問い合わせください。

派遣費用

無料

アドバイザー派遣の支援内容例

- (1) 仕事と子育て・介護の両立
- (2) 有給休暇取得促進や長時間労働削減
- (3) 就業規則、一般事業主行動計画の作成等
- (4) 36（サブロク）協定の作成
- (5) ダイバーシティ（多様性）・女性活躍の推進
- (6) テレワーク（在宅勤務制度）の導入・運用
- (7) 最新の法改正に関する情報提供
- (8) ハラスメント対策の推進
- (9) 男性従業員の育児休業取得促進
- (10) 中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の取得
- (11) その他、経営者、人事労務担当者へのワーク・ライフ・バランス推進に資する情報提供・職場環境整備に向けた提案



応募方法等

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、中央区総務部総務課男女共同参画係宛て提出してください。

- (1) 申請書の入手方法
表面の中央区ホームページ（二次元コード）からダウンロードすることができます。
- (2) 申請書の提出
 - 郵送または持参する場合
〒104-0043 中央区湊1-1-1
中央区立男女平等センター「ブーケ 21」内
総務課男女共同参画係 宛て
 - メールの場合
soumu_03@city.chuo.lg.jp
総務課男女共同参画係 宛て
- (3) その他
申請書が提出された後、事前訪問調査を行い取り組みたい内容等を確認したうえでアドバイザーを派遣します。

応募された書類等は、返却いたしません。
あらかじめご了承ください。

応募締切

令和7年 **12月26日（金）**【必着】

ただし、予定数を超えた場合は、申込締切日以前であっても受付終了としますので、あらかじめご了承ください。

アドバイザーが派遣されるまでの流れ

- (1) 事前訪問調査
区が委託するコンサルタントが応募企業を訪問し、取り組みたい内容等についてヒアリングを行います。
- (2) アドバイザーの派遣
上記の調査内容により適した専門アドバイザー（社会保険労務士、中小企業診断士等）を派遣します。（派遣は1事業所4回まで）

問合せ先

中央区総務部総務課男女共同参画係
（中央区立男女平等センター「ブーケ 21」内）
電話：03-5543-0651